「働き方改革」関連法成立!法施行まであと4ヶ月!

「働き方改革」 スタートアップシンポジウム

今年6月に「働き方改革」関連法が成立し、「時間外労働の上限規制」、「年次有給休暇の確実な取得」、 「正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差別の禁止」などの規定が、平成31年4月から 順次施行となります。

そこで今後どのように対応していけばよいのか、現状の課題や情報を整理・共有し、 法改正に対応するための取組を促進するため、シンポジウムを開催します。

平成30年 1 1月13日(火) 13:30~17:00 (開場 13:00)



パークウエストン 徳島市南前川町3丁目1-22 TEL:088-624-3333

基調講演 13:40~

働き方改革の実現のために〜組織と個人の意識改革〜



人材育成コンサルタント (株)グロウス・カンパニー+ 代表取締役 山岡 仁美

航空会社勤務を経て、人材派遣会社の研修企画担当に。その後、人材育成への意欲から、 大手メーカー系列のコンサルティング会社に移り、人材育成に関する開発・販促・広報などの マネージャー職から企業研修部門の統括部長までを務める。1,000社ほどのコンサルに携わっ た後、独立。人財育成・組織改革コンサルタント、研修講師、講演と多方面で活躍中。

トークセッション 15:00~ 誰もが働きやすく「選ばれる企業」になるために

参加企業による働き方改革に関する取組事例発表のほか、法改正による新たな課題に対する取組などについて 意見交換を行います。

【出演者】 ファシリテーター

加渡 いづみ氏(四国大学短期大学部 ビジネスコミュニケーション科教授) アドバイザー

徳島労働局

参加企業 市岡製菓株式会社(代表取締役社長 市岡 沙織 氏)

株式会社ときわ (戦略担当取締役 矢野 琢磨 氏)

株式会社フジタ建設コンサルタント (代表取締役 藤田 達也 氏)

推進宣言 16:25~

とくしま「働き方改革」推進宣言

徳島県における「働き方改革」の推進に、徳島県知事、徳島労働局長、各関係団体が連携して取り組むことを 宣言します。

【宣言団体】 徳島県、徳島県経営者協会、徳島県商工会議所連合会、徳島県商工会連合会、徳島県中小企業団体中央会、 日本労働組合総連合会徳島県連合会、一般社団法人徳島県銀行協会、公益財団法人とくしま産業振興機構、 徳島県社会保険労務士会、四国経済産業局、四国税理士会徳島県支部連合会、徳島労働局

同時開催 (13:30~17:00)

- 個別相談会 (徳島県働き方改革推進支援センター 厚生労働省委託 平成3 0年度中小企業・小規模事業者等に 対する働き方改革推進支援事業
 - センター職員(社会保険労務士)による労務管理等に関する相談会(事前申込が必要です。)
- テレワーク体験相談会(テレワークセンター徳島)

実際に機器を使ってのテレワーク体験、導入に係る相談会(事前申込不要です。)

お申込 お問いわせ 徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課(受付:平日8:30~18:00) TEL 088-621-2346 FAX 088-621-2852 E-mail roudoukoyousenryakuka@pref.tokushima.jp

【主催】徳島県、徳島労働局

<事前の申込みが必要です。申込方法については裏面をご覧ください。>

H30. 11. 13「働き方改革」スタートアップシンポジウム 【参加申込書】

お申込は、本紙FAXもしくはEメールにて受け付けております。

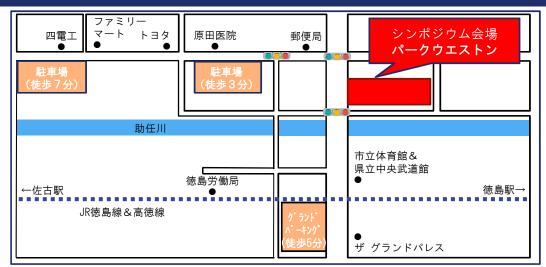
FAX 088-621-2852

事業所名(団体名)	
連絡先電話番号	
E-mail	
職・氏名	
申込種別	※参加項目に召印をお付けください。(複数可) □ シンポジウム □ 個別相談会
相談内容	※個別相談会に申込された方相談予定の項目に召印をお付けください。(複数可) □ 有給休暇の時季指定義務 □ 時間外労働の上限規制と36協定 □ 有期雇用労働者の無期転換ルール □ 就業規則 □ 賃金規定 □ 雇用関係助成金 □ 労働時間制度(フレックスタイム制など) □ その他(

Eメールでの申込み

件名を「『働き方改革』スタートアップシンポジウム」として、上記項目を本文に記載のうえ、roudoukoyousenryakuka@pref.tokushima.jp に送信してください。

申込み締切 11月5日(月)



※駐車場の台数に限りがありますので、可能な限り乗り合い、または公共交通機関によりお越しください。